

7 災害対策・危機管理対策

- 水道は、市民生活や社会経済活動に欠かすことのできない重要なライフラインであり、他都市では自然災害や事故などによって施設が破損したことにより断水が長期間に及び、住民生活に多大な影響を与えた事例も起きています。
- 本市では、平成15年3月に「水道施設耐震化計画」を定め、水道施設の計画的な耐震化に取り組んでおり、平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震では、幸いにも水道施設に対する甚大な被害はありませんでした。
- 平成19年3月には「福岡市水道局災害応急対策計画」を定め、応急給水・復旧体制の確立、資機材の確保などに取り組んでいます。
- また、地震対策以外に、水質事故や水道施設におけるテロ対策などにも取り組んでいます。

(1) 地震対策

① 応急給水・復旧

「福岡市水道局災害応急対策計画」により、地震発生後4週間以内に応急復旧を終えることを目標に、応急給水・復旧資材の配備、災害時の的確な対応に向けた訓練などを実施しています。

また、応急給水用水を確保するため、緊急時給水拠点となる施設の整備も進めるとともに、大都市や九州の主要都市の水道局との間で災害時の相互応援協定を結び、定期的な情報交換や合同訓練を行うなど、広域的な連携の強化にも取り組んでいます。

■ 応急給水訓練



② 施設の耐震化

「水道施設耐震化計画」に基づき、施設の破損によって大規模な断水につながるものなど、緊急的な対応が必要なものについては、耐震補強など直ちに対策を講じ、それ以外のものについては、施設の更新時期に合わせて耐震化を進めています。

また、配水管については、地震により多大な被害が予想される地域を耐震化区域と定め、この区域において配水管の新設や取替を行うときには、耐震性に優れた管種を採用することとしています。

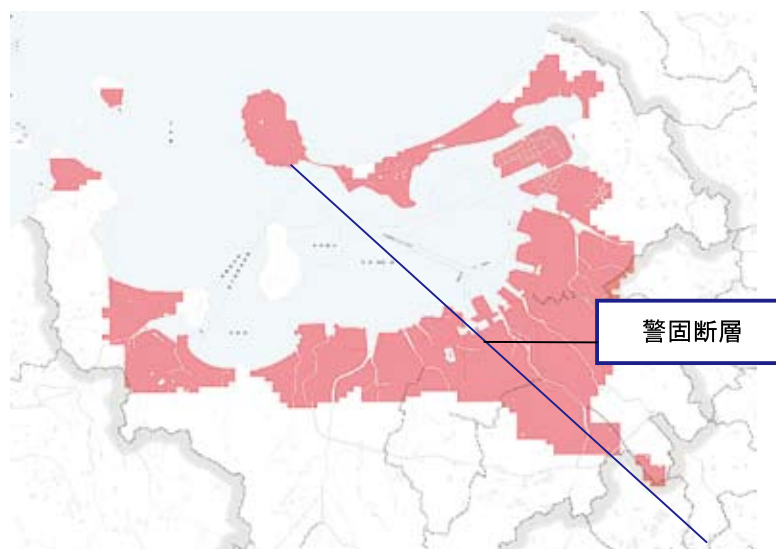
なお、耐震化計画については、今後も耐震化基準などの変更に伴う見直しを行うこととしています。

■ 福岡県西方沖地震による被害



(継手部離脱)

■ 耐震化区域

**(2) 事故対策**

水源に油などが流入した場合は、一時的に取水を停止するなどの措置が必要な場合があります。このため、取水場や浄水場では、油を検知する装置や有害物質などの検知のため、魚類を使った監視装置などを設置し、原水への異物混入の早期発見・対応に取り組んでいます。

また、管路の事故などで施設が損傷した場合にも、大規模な断水が生じることがないように、水源の多系統化や配水管網の整備を行っています。

なお、広域的な取組みとして、自然災害・水道施設事故又はテロによる緊急時に水道水の相互融通を行うため、福岡県が主体となって、北九州市と福岡都市圏を結ぶ北部福岡緊急連絡管の整備が進められています。

(3) テロ対策

水源地や浄水場などの施設においては、不審者の侵入を防止するため、監視装置や警報装置などを設置し、厳重な管理を行うとともに、配水管などの管路においても巡視点検を強化し、施設の異常や不審物などの確認の徹底を行っています。

また、警察や消防など関係機関と情報交換を行い、連携強化に取り組んでいます。

課 題

- 災害時等に的確な対応を行うためには、応急給水・復旧のための準備をしておくとともに、計画に基づいた対応の訓練を実施していく必要があります。
- 震災対策を進めるには、水道施設を耐震化していくことが必要ですが、限られた財源の中で、全ての施設を一挙に耐震化することは不可能であるため、優先順位を定めて計画的に整備する必要があります。
- 災害や事故時の危機管理体制を充実・強化するため、関係機関との連携を情報交換及び合同防災訓練を通じて深めていく必要があります。